

国立大学法人愛媛大学 E.U. Innovation Commons 施設利用内規

令和 7 年 2 月 1 日
研究・産学連携推進機構長制定

国立大学法人愛媛大学 E.U. Innovation Commons 施設管理規程（以下、「施設管理規程」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、E.U. Innovation Commons の利用料及びその他所定の費用について、以下のとおりとする。なお、本内規において、「専有型スペース」とは、利用者が特定の部屋を独占的に使用する形態であるオープンラボ①、②、③、バイオラボ①、②、③、④及び研究員室①、②、③、④を指すものとする。また、「共有型スペース」とは、複数の利用者が同一空間を共同で使用する形態であるワーキングスペースを指す。

1 施設利用料

1.1 専有型スペース

(1) 施設利用料を次のとおり定める。

室名	室番号	面積	施設利用料/年(税別)	
			【一般】	【特定利用者】
オープンラボ①	201	52㎡	1,497,600円	520,000円
オープンラボ②	202	52㎡	1,497,600円	520,000円
オープンラボ③	203	52㎡	1,497,600円	520,000円
バイオラボ①	301	52㎡	1,435,200円	520,000円
バイオラボ②	302	52㎡	1,435,200円	520,000円
バイオラボ③	303	52㎡	1,435,200円	520,000円
バイオラボ④	308	39㎡	1,076,400円	390,000円
研究員室①	304	19.5㎡	608,400円	195,000円
研究員室②	305	19.5㎡	608,400円	195,000円
研究員室③	306	19.5㎡	608,400円	195,000円
研究員室④	307	19.5㎡	608,400円	195,000円

(2) 利用者が施設管理規程第 5 条第 1 項第 1 号に定める者であって、利用計画書に記載された利用目的のために獲得した研究費の間接経費総額が、利用開始日を起算日として年額 3,000,000 円以上と認められる場合は、特定利用者料金を適用する。なお、利用期間が複数年にわたる場合は、利用期間全体の年額平均を基準として、当該要件を満たすものとする。

(3) 利用期間が 1 年に満たない場合は、年間利用料を 12 月で除した金額に利用月数を乗

じて算出した金額とする。ただし、月の途中での入居又は退去の場合でも日割計算は行わない。

- (4) 本項(1)の施設利用料は、研究・産学連携推進会議にて審議し、必要に応じて見直しを行うこととする。

1.2 共有型スペース

- (1) 施設利用料を次のとおり定める。

室名	室番号	施設利用料/月(税別)
コワーキングスペース	206	1席あたり 10,000円

- (2) 利用期間が1か月に満たない場合並びに月の途中での利用開始又は利用終了の場合でも日割計算は行わない。

- (3) 本項(1)の施設利用料は、研究・産学連携推進会議にて審議し、必要に応じて見直しを行うこととする。

1.3 共同実験室の利用に係る負担金

- (1) 専有型スペースを利用する者が、共同実験室の設備・機器等を併せて利用する場合は、前各号に定める施設利用料に加え、共同実験室の運営に要する費用として、利用負担金を徴収するものとする。
- (2) 利用負担金の額は、研究・産学連携推進機構長が別途定める。
- (3) 利用期間が1か月に満たない場合並びに月の途中での利用開始又は利用終了の場合でも、日割計算は行わないものとする。

2 光熱水料

2.1 専有型スペース

施設の利用に伴う光熱水料については、次のとおり定める。

- (1) 電気料

利用者は、国立大学法人愛媛大学(以下「本学」という。)が備え付けの個別電気メーターの検針により算出した金額を、本学からの請求の都度支払うものとする。

- (2) 水道料

本学は、備え付けの水道メーターによる検針を行い、利用面積及び利用状況を勘案して負担額を決定のうえ、利用者に請求するものとし、利用者は、本学からの請求の都度支払うものとする。

- (3) ガス料金

本学は、備え付けのガスメーターによる検針を行い、利用面積及び利用状況を勘案して負担額を決定のうえ、利用者に請求するものとし、利用者は、本学からの請求の都度支払うものとする。

2.2 共有型スペース

施設の利用に伴う光熱水料については、施設利用料に含まれるものとする。

3 廃棄物等処理費

専有型スペース及び共有型スペースの利用に伴い発生する廃棄物等の処理費については、次のとおり定める。

(1) 一般廃棄物

利用者は、自らが排出した一般廃棄物を、松山市の基準に従って分別のうえ、本学の指定日時に指定場所へ搬出しなければならない。処理費用は本学の負担とする。ただし、入退去時等に一般廃棄物が大量に発生する場合は、利用者に処理費用を請求することができる。

(2) 産業廃棄物

利用者は、自らが排出した産業廃棄物（廃実験用消耗品、実験廃液を含む）を、松山市の基準に従って分別・保管のうえ、本学の指定日時に指定場所へ搬出しなければならない。処理費用は、本学の請求に基づき、利用者が実費を負担するものとする。

(3) 粗大ごみ

利用者は、自らが排出した粗大ごみを、自己の責任と費用負担により、法令に則って処分しなければならない。

4 通信費

専有型スペース及び共有型スペースにおける電話回線及びインターネット回線の使用料その他の経費については、次のとおり定める。なお、利用者が愛媛大学キャンパス情報ネットワーク利用内規第7条に定める利用資格者である場合は、所定の手続きを経て、愛媛大学キャンパス情報ネットワークを利用することができる。

4.1 専有型スペース

電話回線及びインターネット回線の使用料は、利用者とサービス提供会社の直接契約によるものとし、敷設工事費、契約料及び使用料その他使用にあたって必要な費用は、利用者の負担とする。

4.2 共有型スペース

インターネット回線の使用料は、施設利用料に含まれるものとする。なお、電話回線は設置しない。

5 内装工事等

5.1 専有型スペース

利用者は、本学の事前の了承を得たうえで、模様替え、工作物の設置工事等を行うことができる。費用は利用者の負担とする。なお、次項の定めに従って、利用者は退去時に原状回復をしなければならない。

5.2 共有型スペース

利用者は、原則として、模様替え、工作物の設置工事等を行うことはできない。

6 原状回復

利用者は、退去時に、通常の使用に伴い生じた損耗及び経年劣化を除き、自己の負担で本学の指定する期日までに原状回復をして返還しなければならない。

附 則

この内規は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年11月14日から施行する。